

学校は児童生徒安くて安全な「居場所」と「絆」づくりを推進します。

疑いを含む下記の被害や加害について学校が把握した場合、保護者の皆様への了承なく警察へ相談・通報をしたり、子ども相談センター等へ通告する義務が法律等で定められています。ご理解とご協力をお願いします。

※いじめられている児童生徒の生命・身体または財産に重大な被害が生じる場合には、直ちに警察へ通報することが必要

(H25.5文部科学省「早期に警察へ相談・通報すべき、いじめ事案について(通知)」)

生徒指導上の問題

- 自転車や携帯電話等を故意に壊される。教科書やノート等を破かれる。【器物損壊・刑法第261条】
- 断れば危害を加えるなどと脅され、現金等を巻き上げられる。【恐喝・刑法第249条】
- 教科書やカバン等の所持品を盗まれる。【窃盗・刑法第235条】
- コンビニ等で万引きをさせられる。家の現金等を持ち出させられる。【強要・刑法第223条】
- 学校に来たら危害を加えるなどと脅される。【脅迫・刑法第222条】
- プロレス等と称して同級生に押さえつけられたり投げられたりする。【暴行・刑法第208条】
- 顔を強打されあごの骨を折る等、ケガを負わせられる。【傷害・刑法第204条】
- 拒否したのに、無理やり恥ずかしいことをされそうになった。【強制わいせつ・刑法第176条・180条】

虐待

※児童虐待にかかる通告義務【児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項】

「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は・・中略・・

児童相談所等に通告しなければならない。」

- 明らかな外傷があり、身体的虐待が疑われる場合 【打撲傷・あざ(内出血)・骨折・刺傷・やけど 等】
- 生命、身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる場合 【栄養失調・医療放棄 等】
- 性的虐待が疑われる場合
- 子どもが保護や救済を求めたり、子どもが「帰りたくない」と言った場合

児童虐待の判断は子ども相談センターが行います。

情報モラル

- 特定の人物が誹謗中傷され、インターネットのサイトに実名を挙げられ「万引きをしていた」「気持ち悪い」「うざい」などと悪口を書かれる。【名誉棄損・刑法第230条 侮辱・刑法第231条】
- インターネットのサイトにわいせつ画像を掲載される。【児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律第7条】
- 自分になりすまされ、自分のIDを他人に使用される。【不正アクセス行為の禁止等に関する法律第3条】
- スマホ等での盗撮、痴漢、のぞき公共の場所や乗り物の中、学校内、事務所等で盗撮をされる。【岐阜県迷惑行為防止条例】
- 「裸の自撮り」を不当に要求される。
- 「JKビジネス」に勧誘され接客等をさせられる。【岐阜県青少年健全育成条例】